

高齢者は狙われやすい？ こんな手口にご用心



こちらの QR コードを読み込めば携帯、スマートフォンからも「消費生活お知らせ版」がご覧いただけます。

「オレオレ詐欺」

事例1 孫から電話がかかってきた。「おばあちゃん、新型コロナで仕事が減り借金した。今日中に借金を返さないと大変なことになる」と泣かれた。時間がないので、とにかく急いで孫の言う口座にお金を振り込んだが…。

対策アドバイス

- 警察官や弁護士、会社の同僚などを装うケースもあります。
- いったん電話を切って、ほかの親族に連絡するなど冷静に事実確認をしましょう。
- 現金をレターパックが宅配便で送って「住宅まで受取りに行きます」など、新たな手口が増えてきた。電話で「お金が必要」と言われたら詐欺を疑いましょう。



「還付金詐欺」

事例2 「年金未払い分の還付手続きの期限です」と年金事務所の職員を装って電話が入る。あわててキャッシュカードを持ってコンビニの ATM（現金自動預払機）に行き、携帯電話で担当者の指示を受けながら ATM を操作したら、自分の預金口座からお金が消えた…。

対策アドバイス

- 年金事務所、税務署、市役所などの職員を装い、年金や税金などの還付金があると行って、逆にお金を振り込ませる詐欺です。
- 相手が携帯電話で ATM の操作誘導をしたら詐欺を疑いましょう。
- 1日の ATM 利用限度額を引き下げしておくなど被害を最小限にする予防も大切です。



架空請求の手口

事例3 スマホに「アプリの利用料約30万円が未払い」と SMS（ショートメール）が届いた。法的手続きを取るためと連絡すると「支払えば後日清算して返金するので、コンビニでプリペイドカードを30万円分購入し、カード番号を連絡するように言われたが心当たりが無い。

スマホの SMS に「この度貴方に民事訴訟として訴状が提出されました、下記より必ずご確認ください」とメールが届き「http://.....」のリンク（URL）が記載されているが、訴訟される覚えはない。



→裁判所から SMS で訴状が届くことはありません。タップすると個人情報情報の漏えいの可能性があります。
→記載してあるリンクは決して開かないでください。

事例4 「総合消費料金未納分 訴訟最終通知書」というハガキが届き、私が契約した会社や運営会社から訴訟されるとある。そのような契約の覚えはないが、「裁判取り下げ期間」が本日であったので、慌てて窓口で電話したところ、取り下げ費用10万円をすぐに支払うようにと言われた。あやしいと思う。



→心当たりのない不審なメールや SMS、はがきが届いても、反応しないでください。支払いはせず無視しましょう。
→メールアドレスや電話番号などの個人情報が知られてしまうので、決して連絡しないようにしましょう。
→実在する事業者名や弁護士名で請求が来た場合は、当該ホームページなどに、名称等を不正に利用した架空請求についての注意喚起がないか確認してください。

ネット通販のトラブル 「解約保証」のはずが...



事例5 インターネット通販で「初回300円、○日間解約保証」と表示されたダイエットサプリを注文した。効果がないので、保証期間内に解約を申し出たが「4ヶ月以上の定期購入が条件」と言われた。定期購入とは知らなかったが、「解約保証期間のはず」と伝えると「その場合は通常価格9千円の支払いが必要」と言い、ネット上の規約に記載されていると言われた。しかしそのような規約は文字も小さく探さないと分かり難い箇所にあった。

- 近年このようなトラブルが急増しています。
- 「初回のみ300円」「お試し価格500円」などの格安商品の場合「定期購入」などの条件がないか、支払の総額等、契約内容をよく確認しましょう。
- 「解約・返品」条件をしっかりと確認しましょう。
- 「解約保証」とあっても、実際には通常価格の請求や厳しい条件があり解約困難なこともあります。

■通信販売はクーリング・オフできません！

通信販売にはクーリング・オフ制度がありません。返品に関する表示を必ず確認しましょう。返品特約の表示がない業者は、そもそも利用しないほうが安全です。万が一、表示がない業者を利用してしまい、返品したい場合は、商品到着後8日以内であれば返品できます（送料は購入者負担）。



トイレ修理で 思わぬ高額請求



事例6 トイレが詰まり、電話帳で見つけた業者に電話して来てもらった。急いでいたので料金等は電話で確認しなかった。結局新しい便器に交換することになり、「修理代20万円」と言われたが仕方なく応諾し支払ったが高額だと思う。

- 修理代に法定価格はありません。
- 複数社から見積をとって、作業内容や料金の確認、また出張や見積の料金の有無も確認しましょう。
- 作業前に作業内容や料金を確認し、納得できない場合はその場で契約しないようにしましょう。
- 急をよするトラブルに備え、安心して依頼できる事業者の情報を日頃から集めておきましょう。

訪問購入に気を付けて



事例7 突然、電話がかかって来て「なんでも買取しますよ。何か不要なものありませんか」「そうねえ〜。引き出物や古着なら」「なんでも大丈夫ですよ。後で伺います」終活しているのでも来訪を承諾した。すぐに訪問があり、引き出物や古着を見てもらったが「他に指輪とか貴金属はないですか」と何度も問われ、仕方なく指輪やネックレスも買い取ってもらったが、やっぱり返してほしい。

- 一人に対応しない
*買取依頼をするときは一人でも対応せず家族や友人に同席してもらいましょう。
- クーリング・オフ制度を使う
*訪問購入の場合はクーリング・オフ制度が利用できます。8日間は取り戻しができます。諦めないで！
- 迷ったら渡さない。
*悩んで契約しても8日間は渡さず、手元に置いておきましょう。

投資・利殖で誘う 情報商材にご用心!



事例 8 セミナー会場で勧誘を受けた。AI を使った仮想通貨自動売買システムを使うと月利 2.0% の利益が得られる投資を勧められた。サポート体制も充実していると言うのでシステム料 20 万円をクレジットカード決済した。さらに 4.0 万円を投資したが、儲かるどころか、投資額が数万円に減り、勧誘した業者とも連絡も取れなくなった。

仮想通貨（暗号資産）の注意点

- 仮想通貨（暗号資産）はネット上で流通する、電子的な通貨であり円やドルのような「法定通貨」ではありません。価格変動リスクを伴うため急落し、損をする可能性があります。
- 仮想通貨（暗号資産）は「登録業者」のみが交換業を行うことができますので登録業者が金融庁の「暗号資産交換事業者一覧」で確認しましょう。

情報商材の注意点

- 情報商材は契約前に中身を確認することができません。ほとんど価値のない情報が、高額で売られていることもあります。
- カードでの高額決済や借金をしてまで契約してはいけません。「返金保証」「もうかるまでサポートする」等の説明は安易に信用しないようにしましょう。
- 「絶対にもうかる」「値上がり確実」な利殖はありません。利益ばかりを強調する投資や仮想通貨（暗号資産）、未公開株、社債などの勧誘はもうかるどころか、業者と連絡が取れなくなり、支払ったお金さえ戻ってこないケースがほとんどです。もうかる話などあり得ません。巧みな勧誘の言葉に惑わされないよう慎重に判断しましょう。

消費者トラブル防止の回避 4 か条

- ① 予定にない訪問者は家にあげない!
- ② 知らない人からの電話は相手にしない!
- ③ 儲け話やうまい話は信用しない!
- ④ 理解できないときは契約しない!

断り方のコツ

あいまいな返答でなく、ハッキリと断ることが大事!
「必要ありません」「お断りします」「帰って下さい」など契約しない意思をハッキリ示し、断りましょう!

インターネットのトラブル回避 5 か条

- ① 知らない差出人からのメールは開かずに削除する
- ② 怪しいサイトに近づいたり、むやみに広告や URL をクリックしたりしないようにする
- ③ 見覚えのない請求には応じない。おどし文句があっても、それは詐欺の手口なので無視する
- ④ インターネット通販を利用するときは、販売事業者の所在地や連絡先、返品特約についてしっかり確認する
- ⑤ 携帯電話やインターネットの契約は、契約の内容や解約条件、割引の適用期間や毎月請求される金額を確認する

契約 について 知っておこう

すべての取り引きは契約といえます

契約というと、契約書を交わして印かんを押す場面を想像するかもしれませんが、実は毎日の生活の中で、たくさんの契約が成立しています。例えば買い物をしたり、乗り物に乗ることも契約の一種。契約が成立すれば、契約書を交わしてなくても、権利と義務が発生します。

契約とは

法律上の権利と義務が発生する

契約の成立時点



約束

お互いの合意で成立

※ 契約は口約束でも成立する
契約書はしっかり読みましょう

一度契約が成立すると、どちらか一方の都合で契約をやめることはできません。

困ったときは迷わず相談しましょう!

「クーリング・オフしたいけどどうしたらいいの」「買ったものが壊れていたのに返品できないって言われて困っている」「タップしたら請求画面が出ただけどうしょう」など、消費生活で困ったことや心配なことがあったら、消費者ホットラインに電話しましょう。「最寄りの消費生活センターなどの相談窓口につながります。」

消費者ホットライン

☎ 188 (イヤヤ!) 困ったとき、不安なときはすぐに連絡してください

一人で悩んだり、あきらめずに、消費者ホットラインにお電話ください。お住いの近くにある消費生活センターなどの相談窓口につながります。受付時間は相談窓口によって異なります。

法的なトラブルや多重債務の相談

架空請求や詐欺

法テラス

警察総合相談

☎ 0570-078-374

☎ #9110

受付 平日 9 時～21 時
土曜 9 時～17 時

ダイヤル回線、IP 電話では使えません。土日、祝日及び夜間は「当直に接続」または、「留守番案内」のいずれかになります。

NPO 法人 消費者市民ネットおきなわ

沖縄県那覇市字安里 4 5 番地 久米国鼎会館 4 階
電話 / FAX 098-988-8744 Email: oki-net@ossnet.jp

令和 2 年度沖縄県消費者行政強化補助金事業で作成されています

覚えておきたいクーリング・オフ制度

クーリング・オフとは、訪問販売や電話勧誘など、思いもよらず不意打ち的にやって来て、冷静な判断ができないまま交わってしまった契約を、一定の期間内であれば無条件で解除できる制度です。販売業者に書面で通知することで、支払った代金は全額返金され、違約金や返品の送料は発生しません。

■クーリング・オフが可能な期間と取引の種類

- 8 日**
- 訪問販売（キャッチセールス含む）
 - 電話勧誘販売
 - エステ・美容医療（※）
 - 家庭教師
 - 学習塾
 - パソコン教室
 - 結婚相手紹介サービス
 - 訪問購入（押し買い）など

- 20 日**
- 連鎖販売取引（マルチ商法）
 - 内職商法
 - モニター商法など

※ 脱毛、にぎび・しみなどの除去、しわ・たるみの軽減、脂肪の溶解、歯の漂白

■クーリング・オフが不可のもの

- × 店舗・営業所での契約
- × 通信販売
- × 使用してしまった消耗品
- × 自動車
- × 訪問販売・電話勧誘販売で 3,000 円未満の現金取引の場合など